

入札監理小委員会における審議結果の報告

平成20年度 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)

法務省の登記簿等の公開に関する事務については、公共サービス改革基本方針において、「民間競争入札の実施について・・・順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大し、平成 22 年度までに、当該登記所のすべてについて民間競争入札を実施する」とこととされている。

これに基づき、本年度に実施する民間競争入札については、本年6月以降3回にわたって、法務省から提出された実施要項(案)について入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

なお、昨年度に実施した同事務の民間競争入札では、22 箇所のうち 21 箇所において一の民間事業者が落札するという結果であったことを踏まえ、本年度の実施要項(案)の審議においては、同事務について多様な民間事業者の参入が確保されるよう、必要な見直しを行うことが課題であった。

1. 委託業務の内容(1頁)

※()内は実施要項案のページ数

【論点】

- ・ 昨年度の実施要項の議を経る際に、窓口取扱時間について、「民間事業者の創意工夫の発揮という観点から、その延長・拡大について前向きに検討すること」との指摘がされていたが、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

- ・ 窓口取扱時間の延長・拡大については、①庁舎管理上の問題、②業務終了後のシステムに係る各種作業への支障、③稼動経費(人件費、光熱水料、作業委託費)などが増加するなどの課題があることや民間事業者からはコスト増を理由に積極的に取扱時間の拡大を提案したいとの意見がなかったことから、見直しを行わないことについては、やむを得ないと判断した。

2. サービスの質(要求水準)及び委託費の増減額等(1、2頁)

(1) サービスの質(要求水準)(1、2頁)

【論点】

- ・ 昨年度の実施要項の議を経る際に、サービスの質(要求水準)の指標について、「満足度の設定の見直しや新たな指標の導入等について、更に検討を続けること」との指摘がされていたが、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

- ・ 「待ち時間」や「業務処理時間」を指標として導入することについては、これらを客観的なサービスの質の指標として設定することが困難であり、それ以外の指標としても適切なものが考えられないことから、見直しを行わないことについては、やむを得ないと判断した。

(2) 委託費の増減額等(2頁)

【論点】

- ・ 昨年度の実施要項の議を経る際に、委託費の増減額について、サービスの質の指標の検討と合わせて「その在り方についても検討を続けること」との指摘がされていたが、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

- ・ サービスの質の指標として客観的な指標を見出すことができないため、新たな委託費の増減額措置を設けることは困難であり、見直しを行わないことについては、やむを得ないと判断した。
- ・ なお、要求水準(満足度)を上回る水準を確保している場合に、委託費の減額措置を軽減又は免除することを検討したが、四半期に1回の満足度のアンケート調査のみで軽減又は免除することは妥当でないことから、この措置の導入は見送ることとした。

3. 事業実施期間(2頁)

【論点】

- ・ 事業実施期間を2年間に短縮することは、多様な民間事業者の参入を確保するという観点から適切か。

【対応】

- ・ 事業実施期間を2年間に短縮することにより、事業実施の継続性という観点からは魅力が薄れる反面、新規事業者の試行的な参入がしやすくなること、入札の機会

が拡大すること、また、2年後の入札において小規模登記所と大規模登記所とをカップリングすることにより、人員配置においてスケールメリットが生かせるようになることというメリットを踏まえ、今回の2年間の期間設定は、民間事業者の参入機会を増やし、育成するための過渡的なものとして、やむを得ないと判断した。

- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 今後の事業実施期間については、これが多様な民間事業者の参入を確保するに当たっての重要な要素の一つであることに鑑み、今回の入札の実施結果や民間事業者の意見等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。

4. 入札参加資格(2、3頁)

【論点】

- ・ 多様な民間事業者の参入を確保するとの観点から、全省庁統一資格におけるA又はB等級以外の者についても入札参加が認められるように検討すべきではないか。

【対応】

- ・ 全省庁統一資格における「役務提供等」のC等級に格付けされている者で、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有することを証明できる者についても入札参加を認めることとした。

5. 落札者評価の基準等(4～7頁)

(1)実務経験者の配置(4頁)

【論点】

- ・ 昨年度の実施要項の議を経る際に、実務経験者等の配置について、「民間事業者の参入障壁となるおそれもあるので、次回以降必要に応じて、その要否や人数の見直しを行うこと」との指摘がされていたが、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

- ・ 実務経験者等の配置については、多様な民間事業者の参入を確保するという観点を踏まえ、次のとおり要件の緩和を行った。
 - 今年度から法務局又は地方法務局ごとに複数の登記所が入札対象となることも踏まえ、各登記所において最低1名配置することまでは求めず、法務局又は地方法務局単位で1名～5名の範囲内で必要最低配置数を定めることとし、実務経験者等が配置されない登記所では、国が実施する窓口研修を受講した「窓口責任者」を配置すればよいこととした。

- 実務経験者等に求める経験年数を「3年以上」から「1年以上」とした。
- 「窓口責任者」として2年以上委託業務に従事した者について、受託業務の実施状況を踏まえた上で、実務経験者と同等の知識及び能力を有すると認められる者として取り扱うことができることとした。
- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 今回、一定の要件を緩和しているが、実務経験者等の配置は、依然として民間事業者の参入障壁となるおそれがあるので、今回の事業の実施状況を見た上で、次回以降必要に応じて、その配置要件などについて見直しを行うこと。

(2) 加点項目(5～7頁)

【論点】

- ・ 落札者決定の評価基準における加点項目について、昨年度の入札の実施結果や今年度の事業実施状況等を踏まえて、具体的にどのような見直しを行ったか。
- ・ 民間事業者が提案しやすくなるように、各評価項目について評価の観点を明確化する必要があるのではないか。

【対応】

- ・ 昨年度の入札の実施結果や今年度の事業実施状況等を踏まえて、次のとおり見直しを行った。
 - 基礎点と加点の比率を2:1とし、加点の得点の最終結果への影響を下げることにした。
 - 本年度の事業の実施状況を踏まえると、事業の適正かつ円滑な実施やサービスの質の向上を図るためには、「研修計画の提案」、「自己モニタリングの実施の提案」が重要であることから、これらの項目の加点のウェイトを重くした。
- ・ 評価の観点を明確化するために、実施要項において、採点基準及び評価の決定の仕方を明示するとともに、加点項目ごとに審査の観点を具体的に表記することとした。
- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 今回の落札結果や事業開始後の実施状況などを十分に検証し、その結果を踏まえて、次回以降必要に応じて、評価項目の内容、各評価項目の配点、基礎点との点数の比率などについて見直しを行うこと。

(3) 評価委員会(4頁)

【論点】

- ・ 評価委員会における評価の透明性、公正性を確保する観点から評価委員会の設置・運営等について見直しを行うべきではないか。

【対応】

- ・ 評価委員会の設置・運営等について、次のとおり見直しを行うことについて、法務省と確認した。
 - 経営感覚の分かる者を選定するなどして評価委員の人選を多様化し、多様な意見が評価結果に反映されるようにする。
 - 評価委員が提案書を評価する際にコメントを付すこととし、希望する民間事業者に、自らの提案書に対する評価委員のコメントを取りまとめて通知する。(実施要項に明記)
 - 落札事業者以外の入札参加者の情報については、評価点、入札価格および総合評価点を公表する。
- ・ また、今年度の評価の結果について、法務省において評価委員会のコメントを取りまとめて分析し、その結果を監理委員会に報告する旨、法務省と確認した。

6. 委託契約の内容の変更(10 頁)

【論点】

- ・ 登記所の統廃合等による契約の変更が予想されるのであれば、その具体的な変更方法等について明らかにすべきでないか。

【対応】

- ・ 登記所の統廃合等による契約の変更について、その具体的な変更方法等を実施要項に明記した。

7. 委託業務に係る評価(11 頁)

【論点】

- ・ 内閣総理大臣による評価を充実させるため、同時期に官が直接実施している登記所や他の民間事業者が実施している登記所の実績との比較を行う必要はないか。

【対応】

- ・ 同時期に官が直接実施する登記所や他の民間事業者が実施している登記所と比較することができるようにした。

8. 情報開示

【論点】

- ・ 昨年度の実施要項の議を経る際に、情報の開示について、「多くの民間事業者の

参入を促す意味からも、情報開示の範囲や内容について、今後も改善を続けること」との指摘がされていたが、具体的にどのような見直しを行ったか。

【対応】

- ・ 情報開示の範囲・内容について、次のとおり見直しを行った。
 - 「窓口・郵送・オンライン」の申請方法の別が分かるように、オンライン申請については申請件数の情報を、また、郵送申請については郵送請求収受件数の情報を開示することとした。
 - 「印刷・複写」などの証明書の作製方法等の別が分かるように、「印刷・複写・閲覧・付記」ごとの割合の情報を開示することとした。

以 上